小学生用

『池田市タブレット端末iPad活用のルール(家庭編)』について

池田市教育委員会

今回整備されたタブレット端末は、みなさんにとっての新たな文房具です。うまく使うことで、楽しみながらたくさんのことを学んでいってほしいと願っています。学校での学習を、より確かに理解するために、かてい家庭においても、タブレット端末を効果的に活用することはたいへん有効です。

ー方で、使い方を間違うと、紛失や故障につながったり、自分や他の誰かを傷つけてしまったりすることにもつながってしまいます。みなさんに、タブレット端末を大切に、安心して使ってもらえるように、 池田市教育委員会では、『池田市タブレット端末iPad活用のルール(家庭編)』を定めています。

以下のルールをしっかり守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していってください。

もくてき **I 目的**

**・学校で貸し出すタブレットは、学習活動で使うことが目的です。学習活動に関わることに使用しましょう。

2 使い方

- ○タブレットを大切に使うために、次のことに気をつけましょう。
- ・汚れた手で触らない。
- ・タブレットの周りに、食べ物や飲み物などは置かない。
- ・タブレットを持ったまま走ったり、地面に置いたりしない。
- ・タブレットの画面は、指または専用ペンを使ってタッチする。

^{たんまっ} かんり 3 端末の管理

- *・登下校中、タブレットをカバンの中から出さない。
- ・タブレットの活用は、家の中で行うようにする。自然観察等、どうしても屋外での
 しょう ひつよう またかな 使用が必要なときは、壊したり無くしたりしないように気をつけて使用する。
- ・タブレット端末を、他人に貸したり使わせたりしない。
- ・使用しないときの置き場所を決めておき、出しっぱなしにしない。

4 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつける。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、画面から目を離し、時々目を休ませる。
- ・使用する時間は、保護者の方とよく話し合い、長時間使用しないようにする。

5 安全のため

- ・学習に関係のないサイトを見たり、SNSへの書き込み、写真・動画の配信はしない。
- *・学校の許可なく、アプリやその他ソフト等のダウンロードはしない。
- →インターネットの使用には制限がかけられていますが、万が一、怪しいサイトに入ってしまったときには、すぐにお家の人に知らせましょう。

6 個人情報の管理

- じぶん たにん こじんじょうほう なまえ じゅうしょ でんわばんごう ・自分や他人の個人情報 (名前や住所、電話番号など)は、インターネット上に絶対あ げてはいけません。
- ・アカウント情報 (ID やパスワード) を他人に教えてはいけません。

ふぐぁぃ こしょう 7 不具合や故障

- ・タブレット本体やインターネットが使えなくなり、再起動をしても元にもどらないときは、使用をやめて、学校で先生に伝えましょう。
- こわ な ひと せんせい つた ・壊したり無くしたりしたときには、すぐにお家の人と先生に伝えましょう。

8 使用の制限

- ・『池田市タブレット端末iPad活用のルール (家庭編)』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。
- こい はそん ばあい しゅうりひょう べんしょう
 ・故意に破損させた場合、修理費用を弁償してもらうことがあります。